

遺伝子組換え食品等の安全性審査に関する検討課題（案）

1. 背景

- 食品衛生法では規格基準に基づき、「組換え DNA 技術を応用した食品又は添加物」（以下、「遺伝子組換え食品等」という。）については、安全性審査を経る必要があることが定められている。
 - ※ 厚生労働省は、リスク管理機関として、事業者等からの申請を受け、食品安全委員会の意見を聴いて（食品健康影響評価）、安全性審査を行っている。
- 組換え DNA 技術の進歩などから、安全性審査を要する遺伝子組換え食品等に該当するかどうかについて、従来の概念では捉えきれない食品が開発されており、安全性審査の対象となるかどうかの判断自体を個別に科学的、技術的に検討する必要性が生じている。
- このような検討を行う際の考え方や体制等を整理することが求められている。

2. 検討課題

- 今後、新たに開発される遺伝子組換え食品の安全性審査については、以下のような課題について、検討することとする。
 - ・ 安全性審査を要する遺伝子組換え食品等に該当するかどうかの判断の枠組み
 - ・ 遺伝子組換え食品等として安全性審査の対象となる具体的な範囲の明確化

等

3. 検討の進め方

- 本部会の下に「遺伝子組換え食品等調査会（仮称）」を設置した上で、課題を整理し、更に本部会において検討することとする。

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品調査部会における 遺伝子組換え食品等調査会の設置について（案）

1. 設置の理由

平成13年4月から、食品衛生法にもとづき、組換えDNA技術応用食品・食品添加物（いわゆる「遺伝子組換え食品等」）の安全性審査を行ってきた。

その後、現在に至る約10年間に、遺伝子組換え技術は飛躍的な進歩を遂げ、安全性審査を要する遺伝子組換え食品等に該当するかどうかについて、従来の概念では捉えきれない食品等が開発されている。

このため、新たな技術を用いた食品等が、遺伝子組換え食品等として、安全性審査の対象となるかどうか自体を、科学的、技術的に検討する必要性が生じている。

このような状況から、安全性審査を適正に運用するため、遺伝子組換え技術に該当する範囲や、該当性の判断基準の明確化などについて、検討する必要性が生じている。

2. 概要

遺伝子組換え食品の管理措置のあり方に関する専門的事項について課題の整理や方針の提示を行うため、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 新開発食品調査部会のもとに、遺伝子組換え食品等調査会を設置する。

- ・今年3月頃 第1回調査会を開催
- ・議論の進捗を、随時、新開発食品調査部会に報告